

質問回答

NO.	質問	回答
1	本イベント全体は、主催者側が委託した運営事務局が担うと認識しているが、舞台設営、照明等の運営も運営事務局が指定する委託先に、係る費用も含めて発注する必要があるのか。	ぼうさいこくたい2026の会場環境等については、現時点で公開されておりません。なお、ぼうさいこくたい2025の出展者公募資料には、「会場備え付けの備品及び会場に設置されているWi-Fiは原則無料（専用回線を必要とする場合は有料。）（音響、マイク、プロジェクター、スクリーン、司会者台、演台、机、イス、Wi-Fi（予定））」 「必要なネット設備や照明等は、出展団体の催しによって事情が異なる場合がありますので、御事情に応じて、有料オプションを利用したり、自前での御準備をお願いいたします。」とあります。
2	会場のネット環境は、リアル配信に耐えうるものであると認識して良いか。	ぼうさいこくたい2026の会場環境等については、現時点で公開されておりません。なお、ぼうさいこくたい2025の出展者公募資料には、「会場に設置されているWi-Fiは原則無料で利用できますが、専用回線が必要な場合等は、出展者側で御用意下さい。」とありますので、これらを踏まえ、リアル配信に耐えられる状況を受託者にてご準備ください。
3	シンポジウムへの一般参加者のとりまとめ（申込みフォームの管理等）も業務に包含される認識なのか。	ご理解のとおりです。
4	1年間のアーカイブ配信とあるが、環境省アカウントにて公開をするのか。また、アーカイブ配信に要する権利関係の調整は環境省で措置される認識で良いか。	ご理解のとおりです。
5	配信アカウントはシンポジウム全体のアカウントが用意されているのか。受託者にて用意する必要があるのか。シンポジウム全体のアカウントを使用する場合、想定される配信媒体（youtube、zoom等）をご教示いただきたい。	既存の環境省災害廃棄物対室のyoutubeアカウントを使用させていただきます。想定される配信媒体はyoutubeになります。
6	「ぼうさいこくたい2026」内の90分のセッションとのことですが設営やリハーサルは本番日の前日に実施可能という認識でよろしかったでしょうか。また今回は何コマ実施される想定でしょうか。	ぼうさいこくたい2026の会場環境等は現時点で公表されておりません。なお、ぼうさいこくたい2025では「団体間に設けたインターバル30分間内で、前の団体の撤収と次の団体の準備を同時に出展者御自身で行ってください。」とされておりました。 シンポジウム本番は1コマ90分の想定です。
7	シンポジウムのライブ配信とのことですが、配信プラットフォームは昨年同様環境省様のYouTubeチャンネル上で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	開会挨拶の事前録画に関して、撮影も対応範囲に含まれますでしょうか。その場合の撮影場所はどちらになりますでしょうか。	撮影も対応範囲に含まれます。撮影場所は環境省庁舎を想定しております。
9	出席謝金が1日あたり18,000円とのことですが、1泊2日とのことですので1名当たり2日分の36,000円のご支給が必要とのことでしょうか。	謝金の金額は、18,000円/人になります。
10	記録写真の撮影とのことですが、スマートフォン等の携帯カメラで撮ったものではなく、専門のカメラマンをご手配する形がよろしいでしょうか。	記録写真として一般的に考えられる視認性を有していれば撮影の手段は問いません。詳細については契約後、環境省担当官と協議の上決定することとします。

11	<p>開催報告WEBページコンテンツ等の作成とのことですが、具体的にどういったものでどういう仕様・機能が必要でしょうか。</p> <p>既に公開されている参考ページ等あればご教示いただけますと幸いです</p>	<p>以下のページをご参考ください。</p> <p>https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/action/d_waste_net/250906symposium.html</p>
12	<p>1, 入札書の提出方法につきまして、電子調達システムでの提出を希望いたします。「証明書として4.(1)の日時までに提出することと記載がございますが、4.(1)に日時の記載がございません。こちらいつまでに入札書を提出すればよろしいでしょうか。</p>	<p>令和8年3月13日(金)12時までに提出いただけますと幸いです。</p> <p>また、ご質問いただいた入札説明書の記載箇所につきまして、現在は訂正公告により上記内容に修正したもので差し替えさせていただいております。入札書公告資料に不備があり申し訳ございません。大変失礼いたしました。</p>
13	<p>7.(2)イ内に「様式1による入札書を(1)の日時及び場所に持参すること」と記載がございますが、電子調達システムを用いての入札を希望する場合でも持参の必要がございますでしょうか。またその際に担当者本人以外の人間がお持ちしても問題ないでしょうか。</p>	<p>7.(2)イ内の「様式1による入札書を(1)の日時及び場所に持参すること」については、書面による入札の場合に関する記載であり、電子調達システムによる場合は入札書の持参は不要です。</p>